

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 1 日

一般社団法人全国個人タクシー協会
関東支部長 殿

関東運輸局自動車交通部長
(公印省略)

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針」の譲渡譲受認可における譲渡人の資格要件の取扱いについて

標記について、自動車局旅客課長から令和4年4月1日付け事務連絡により別添のとおり通知があったので、了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 1 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の申請に対する処分に関する処理方針」の譲渡譲受認可における譲渡人の資格要件の取扱いについて

「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の申請に対する処分に関する処理方針」(平成 13 年9月 12 日付国自旅第 78 号。以下「本通達」という。)において、譲渡譲受認可における譲渡人の資格要件について定めているところであるが、本通達別紙Ⅳ. 1. (1)②に定める「年齢が 65 歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある者。」の「傷病等」には、譲渡人が死亡した場合を含むこととし、「運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について」(平成 14 年4月 5 日付け国自旅第 5 号)3. (2)の取扱いが可能であるため、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。